

平成26年12月11日

午前10時00分開議

於 議 場

1. 出席議員は次のとおりである（18名）

1番	伊藤勝巳	2番	川瀬知之
3番	鈴木みどり	4番	那須英二
5番	三宮十五郎	6番	早川公二
7番	平野広行	8番	三浦義光
9番	横井昌明	10番	堀岡敏喜
11番	炭竈ふく代	12番	山口敏子
13番	小坂井実	14番	佐藤高清
15番	佐藤博	16番	武田正樹
17番	伊藤正信	18番	大原功

2. 欠席議員は次のとおりである（なし）

3. 会議録署名議員

11番	炭竈ふく代	12番	山口敏子
-----	-------	-----	------

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（32名）

市長	服部彰文	副市長	大木博雄
教育長	下里博昭	総務部長	佐藤勝義
民生部長兼 福祉事務所長	伊藤久幸	開発部長	石川敏彦
教育部長	服部忠昭	総務部次長兼 税務課長	伊藤好彦
総務部次長兼 総務課長	村瀬美樹	民生部次長兼 十四山支所長	佐野隆
民生部次長兼 介護高齢課長	八木春美	民生部次長兼 児童課長	渡辺秀樹
開発部次長兼 土木課長	竹川彰	開発部次長兼 下水道課長	三輪眞士
会計管理者兼 会計課長	服部誠	監査委員 事務局長	松川保博
財政課長	石田裕幸	秘書企画課長	山口精宏
防災安全課長	橋村正則	収納課長	山守修
市民課長兼 鍋田支所長	平野進	保険年金課長	平野宗治
環境課長	鈴木浩二	健康推進課長	花井明弘

福祉課長	宇佐美 悟	総合福祉センター 所長	佐野 隆
農政課長	安井 耕史	商工観光課長	羽飼 和彦
都市計画課長	大野 勝貴	学校教育課長	立松 則明
生涯学習課長	半田 安利	図書館長	奥田 和彦

5. 本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	伊藤 邦夫	書記	浅野 克教
書記	伊藤 国幸		

6. 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 議案第43号 弥富市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正について
- 日程第3 議案第44号 弥富市職員等の旅費に関する条例等の一部改正について
- 日程第4 議案第45号 弥富市中心身障害者扶助料支給条例の一部改正について
- 日程第5 議案第46号 弥富市国民健康保険条例の一部改正について
- 日程第6 議案第47号 平成26年度弥富市一般会計補正予算（第5号）
- 日程第7 議案第48号 平成26年度弥富市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 日程第8 議案第49号 平成26年度弥富市介護保険特別会計補正予算（第2号）
(追加提案)
- 日程第9 議案第50号 弥富市職員の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第10 議案第51号 弥富市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について
- 日程第11 議案第52号 弥富市特別職の職員で常勤のものものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について
- 日程第12 議案第53号 弥富市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正について
- 日程第13 議案第54号 平成26年度弥富市一般会計補正予算（第6号）
- 日程第14 議案第55号 平成26年度弥富市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第15 議案第56号 平成26年度弥富市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）

~~~~~ ○ ~~~~~

午前10時00分 開議

○議長（佐藤高清君） おはようございます。

ただいまより、継続議会の会議を開きます。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（佐藤高清君） 日程第1、会議録署名議員の指名をします。

会議規則第88条の規定により、炭竈ふく代議員と山口敏子議員を指名します。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第2 議案第43号 弥富市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正について

日程第3 議案第44号 弥富市職員等の旅費に関する条例等の一部改正について

日程第4 議案第45号 弥富市中心身障害者扶助料支給条例の一部改正について

日程第5 議案第46号 弥富市国民健康保険条例の一部改正について

日程第6 議案第47号 平成26年度弥富市一般会計補正予算（第5号）

日程第7 議案第48号 平成26年度弥富市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

日程第8 議案第49号 平成26年度弥富市介護保険特別会計補正予算（第2号）

○議長（佐藤高清君） この際、日程第2、議案第43号から日程第8、議案第49号まで、以上7件を一括議題とします。

本案7件は既に提案されていますので、これより質疑に入ります。

質疑の方、ありませんか。

[挙手する者なし]

○議長（佐藤高清君） 質疑なしと認め、本案7件は、お手元に配付した議案付託表のとおり、それぞれ所管の委員会に付託をします。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第9 議案第50号 弥富市職員の給与に関する条例の一部改正について

日程第10 議案第51号 弥富市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について

日程第11 議案第52号 弥富市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について

日程第12 議案第53号 弥富市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正について

日程第13 議案第54号 平成26年度弥富市一般会計補正予算（第6号）

日程第14 議案第55号 平成26年度弥富市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）

日程第15 議案第56号 平成26年度弥富市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）

○議長（佐藤高清君） この際、日程第9、議案第50号から日程第15、議案第56号まで、以上7件を一括議題とします。

服部市長に、提案理由の説明を求めます。

服部市長。

○市長（服部彰文君） 皆さん、おはようございます。

本日提案し、御審議いただきます議案は、条例議案4件と予算関係議案3件でございます。その概要につきまして、御説明申し上げます。

議案第50号弥富市職員の給与に関する条例の一部改正、議案第51号弥富市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正、議案第52号弥富市特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部改正及び議案第53号弥富市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正につきましては、国家公務員の一般職の給与に関する法律の一部改正に伴い、条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第54号平成26年度弥富市一般会計補正予算（第6号）、議案第55号平成26年度弥富市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）及び議案第56号平成26年度弥富市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）につきましては、本年8月の人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定に伴う職員の給与改定費を計上するもの、及び人事異動に伴う職員構成の変動等による増減が生ずることから、今後の執行見込みにあわせて予算を整理するものであります。

議案の詳細につきましては、総務部長から説明いたしますので、よろしく御審議賜りますようお願いを申し上げます。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 議案は担当部長に説明させ、補正予算は説明を省略させます。

佐藤総務部長。

○総務部長（佐藤勝義君） 議案第50号弥富市職員の給与に関する条例の一部改正についてでございますが、19枚はねていただきまして、条例のあらましをごらんください。これに基づき説明申し上げます。

まず、この条例の第1条関係でございますが、1. 交通用具使用者に係る通勤手当について、民間の支給状況等を踏まえ、使用距離の区分に応じ、100円から7,100円までの幅で引き上げるものでございます。

2. 民間のボーナスの支給割合との均衡を図るため、支給月数を0.15月分引き上げ、4.10月に改定し、引き上げ分は勤務実績に応じた給与を推進するため、勤勉手当に配分するものでございます。

3. 給料表の改定率は平均0.3%とし、世代間の給与配分の見直しの観点から若年層に重点を置きながら、広い範囲の号給について引き上げ、初任給は2,000円引き上げるものがございます。

次は第2条関係でございますが、4. 55歳を超える職員の昇給は、当該職員の勤務成績が極めて良好、または特に良好である場合に限り行うものがございます。

5. 給与制度の総合的見直しを図るため、給料表の水準を平均2%引き下げ、50歳代後半層の職員が多く在職する号給を最大4%引き下げるものがございます。

6. 地域手当の支給割合を3%引き上げ、6%に改定するものがございます。

7. 単身赴任手当の基礎額を3万円に引き上げ、加算額を年間12回の帰宅回数相当の額に引き上げるものがございます。

8. 55歳を超える職員の1.5%減額支給措置を平成30年3月31日に廃止するものがございます。

次に附則関係でございますが、この条例は公布の日から施行する。ただし、第2条並びに附則第5項から第9項までの規定は、平成27年4月1日から施行するものがございます。

10. 第1条の規定（給与条例第21条第2項及び附則第23項の改正規定を除く。）による改正後の給与条例の規定は、平成26年4月1日から、第1条の規定（給与条例第21条第2項及び附則第23項の改正規定に限る。）による改正後の給与条例の規定は、同年12月1日から適用するものがございます。

11. 給料表水準の引き下げとなる職員の新たな給料表の給料月額が、切りかえ日の前日、これは平成27年3月31日でございますが、に受けていた給料月額に達しない職員に対しては、平成27年4月1日から平成30年3月31日までの3年間に限り、経過措置としてその差額を支給するものがございます。

12. 地域手当の支給割合及び単身赴任手当の基礎額は、段階的に引き上げるものがございます。

議案第51号弥富市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正についてと、議案第52号弥富市特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部改正についてと、議案第53号弥富市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正については、同じ内容ですので、議案第51号で説明し、第52号と第53号の説明は省略いたします。

議案第51号弥富市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正についてでございますが、次のページの条例をごらんください。これに基づき説明申し上げます。

一般職の職員と同様に、民間のボーナスの支給割合との均衡を図るため、期末手当の支給

月数を0.15月分引き上げ、3.10月に改定するものでございます。

2. この条例は公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成27年4月1日から施行するものでございます。

3. 第1条の規定による改正後の条例の規定は、平成26年12月1日から適用するものでございます。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） これより質疑に入ります。

質疑の方、ありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（佐藤高清君） 質疑なしと認め、本案7件は、お手元に配付した議案付託表のとおり、それぞれ所管の委員会に付託をします。

以上をもちまして、本日の議事日程は全て終了しましたので、本日の会議はこれにて散会とします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前10時10分 散会

本会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

弥富市議会議長 佐藤 高 清

同 議員 炭 竈 ふく代

同 議員 山 口 敏 子